

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 維持管理・運営委託契約書(案) 修正箇所一覧

頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
1	前文	<p>本事業に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和__年__月__日付基本契約書(以下「本基本契約」という。)第7条第2項の定めるところに従い、発注者(以下に「発注者」として記名押印するものをいう。以下同じ。)と受注者(以下に「受注者」として記名押印するものをいう。以下同じ。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付条項によって、この維持管理・運営委託契約(以下「維持管理・運営委託契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>維持管理・運営委託契約は、本基本契約並びに本基本契約に基づき締結される、発注者と____との間の建設工事請負契約(本基本契約第7条第1項に定義された意味を有する。)により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。また、維持管理・運営委託契約において用いられている用語は、維持管理・運営委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、本基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。</p>	<p>本事業に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和__年__月__日付基本協定書(以下「基本協定」という。)[第5条第1項第3号(SPCを設立する場合)/第3条第1項第3号(SPCを設立しない場合)]の定めるところに従い、発注者(以下に「発注者」として記名押印するものをいう。以下同じ。)と受注者(以下に「受注者」として記名押印するものをいう。以下同じ。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、添付条項によって、この維持管理・運営委託契約(以下「維持管理・運営委託契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。</p> <p>維持管理・運営委託契約は、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和__年__月__日付基本契約書(以下「基本契約」という。)並びに基本契約に基づき締結される、発注者と____との間の建設工事請負契約(基本協定[第5条第1項第2号(SPCを設立する場合)/第3条第1項第2号(SPCを設立しない場合)]に定義された意味を有する。)により不可分一体として事業契約を構成することを確認する。また、維持管理・運営委託契約において用いられている用語は、維持管理・運営委託契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約において使用された用語と同一の意味を有するものとする。</p>	修正
2	第6条第3項	<p>(1)委託業務を実施させるための統括責任者に対する業務に関する指示 (2)維持管理・運営委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答 (3)維持管理・運営委託契約の履行に関する受注者又は統括マネージャーとの協議 (4)業務の進捗状況の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照会その他維持管理・運営委託契約の履行状況の調査</p>	<p>(1)委託業務を実施させるための統括マネージャーに対する業務に関する指示 (2)維持管理・運営委託契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾若しくは回答 (3)維持管理・運営委託契約の履行に関する受注者又は統括マネージャーとの協議 (4)業務の進捗状況の確認、要求水準書の記載内容と履行内容との照会その他維持管理・運営委託契約の履行状況の調査</p>	修正